

令和元年度 事業計画書

近年、発酵乳・乳酸菌飲料は、消費者の健康意識の高まり、商品の多様化等により順調に市場を拡大してきた。令和元年度においても、乳酸菌の持つ保健機能についての研究の進展により一層の発展が期待される。

一方、食品表示を巡っては、健康食品の虚偽誇大表示の問題、加工食品の原料原産地表示制度への対応、令和2年4月から義務化される表示基準への対応などが急がれている。

本協議会は、消費者による合理的な商品選択と業界の公正な競争の確保のため、① 公正競争規約の変更 ② 公正競争規約の普及・定着 ③ 公正競争規約の遵守状況の調査 ④ 相談及び指導事業の強化を重点課題として次の事業を進めることとする。

1. 公正競争規約の変更

平成29年9月、加工食品の原料原産地表示制度が改正された。これに対応した「発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約」の変更を進める。

2. 公正競争規約の普及・定着促進事業

平成30年10月、新しい「発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約」が消費者庁・公正取引委員会の承認を受けた。本規約の普及・定着を目的とした表示講習会を盛岡、東京、大阪及び福岡で開催する。

3. 表示の適正化事業

市販の発酵乳・乳酸菌飲料の表示の適正化を目的として、全国から集めた商品サンプルについて、消費者による検査会を開催する。

4. 相談・指導事業

発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約についての会員、マスコミ等からの問い合わせに積極的に対応する。

また、会員の商品について、虚偽誇大表示、公正競争規約違反等の疑いを指摘された場合、事前対応として、協議会事務局が指摘を受けた会員の協力を得て事実関係を調査、必要に応じて改善指導等を行う。

5. 消費者庁・食品表示関係団体との連携

(1) 消費者庁との連携

ア. 消費者庁担当官との情報交換を密にして、消費者庁及び消費者委員会における食品表示規制の検討に関する情報を積極的に収集、会員への迅速な提供に努める。

イ. 消費者庁におけるホットな行政施策について、担当官による解説文を「乳酸菌ニュース」に掲載する。

また、会員からの求めに応じて、関心の高いテーマについて、担当官を招聘し、行政セミナーを開催する。

ウ. 非会員による著しい虚偽誇大表示があった場合は、消費者庁に情報提供する。

(2) 食品表示関係団体との連携

ア. (一社)全国公正取引協議会連合会が主催する意見交換会等に参加し、消費者庁に対する要望を提出する。

イ. 平時から、全国飲用牛乳公正取引協議会、アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会及びチーズ公正取引協議会との連携に努め、共通の課題について合同で消費者庁と協議する。

6. 新会員の勧誘

非会員に対して、行政セミナー等への参加を呼びかけるなど、協議会加入のメリットを伝える。

以 上